

交通政策審議会海事分科会船員部会水先小委員会報告（案） ～新制度下における適切な市場環境の整備に向けて～

水先制度については、近年の日本人船員の減少傾向に伴う水先人の供給不足への懸念、水先業務の運営の効率化・適確化への要請の高まり等を踏まえ、水先法の改正により、等級別免許制（一級～三級）の導入、料金規制の緩和（上限認可・届出制）等の抜本的な制度改革が行われ、新制度は平成19年4月（一部は平成20年4月）から施行されている。

新制度下においては、水先料金に係る規制が緩和されており、ユーザーと水先人があらかじめ水先業務の提供に関する契約（事前指名契約）を締結し、当該契約に基づいて水先人が水先業務を提供する仕組み（指名制）が確立されれば、当事者間における水先料金の柔軟な設定が可能となる。

しかしながら、現実にはそのような指名制が確立されているとは言い難く、事前指名契約が締結された事例はわずかであり、水先料金についても上限認可額に張り付いた状態となっている。

このような状況下にあって、ユーザー側からは指名制が有効に機能するようなルールの確立を求める声が高まっており、制度改正の趣旨に照らしても、この問題について速やかに前進を図る必要が生じている。

また、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月閣議決定）においても、水先業務の新たな引受ルール等について検討すべきことが定められている。

本小委員会では、以上の状況に照らし、水先制度における指名制を有効に機能させ、水先料金の柔軟な設定を可能とするような新たなルールの形成に向け、水先人、ユーザー、経済界及び労働組合の代表並びに学識経験者の間で議論を進めてきた。

検討の結果、今後の方向性に関する関係者間の合意が得られたため、新制度下における適切な市場環境の整備に向け、当面実施すべき方策について、報告を取りまとめたものである。

I 現状と課題

水先人には、ユーザーから求めがあれば、船舶に赴き、誠実に水先を行わなければならないという義務（応召義務）（水先法（昭和24年法律第121号）第40条及び第42条）があり、「あらゆる船舶にいつでも水先業務が提供されること」について、法的に担保されているところであり、新制度下においても、従前どおり実務的に水先業務の提供を担保する手段が必要である。

そのような手段として、水先人会においてあらかじめ定められた当直表に基づいて水先業務を提供する仕組み（輪番制）が長年かけて確立され、船舶交通の安全や海洋環境の保全、港湾機能の維持・向上等（以下「船舶交通の安全等」という。）に資する効率的な水先の取次・引受システムとして機能してきた。

一方、新制度下において期待された、指名制を活用した水先料金の柔軟な設定に関しては、これまで一例もないというのが実態であり、水先人会のルールである「引受事務要領」については、従来と同じ輪番制を前提としているため、指名の取扱いが過度に制限的ではないかとして、改正の必要性が指摘されている。

以上を踏まえ、応召義務を果たしつつ、競争原理が機能する適切な市場環境を整備するとの観点から、船舶交通の安全等に支障を来さないよう配慮した上で、指名制と輪番制の両立の具体化に取り組むべきである。

II 当面実施すべき方策

このような認識の下、指名に関するユーザーのニーズに応える一方で、船舶交通の安全等を確保しつつ効率的な水先業務の提供を可能とする実務上の手段について検討・検証を行うとともに、指名制が有効に機能し、料金等に関する交渉が進めやすくなる環境の整備を図るために、当面、次に掲げる指名制トライアル事業を実施することが適当である。

1. 指名制トライアル事業の実施

(1) 指名制トライアル事業の概要

東京湾水先区、伊勢三河湾水先区、大阪湾水先区、内海水先区及び関門水先区の5大水先区において、指名制トライアル事業（以下「本事業」と

いう。) を平成21年中にそれぞれ一つ以上実施することが適当である。

この場合、水先区によって水先を巡る状況が異なることから、本事業の内容は、水先区ごとに具体的に検討する。特に、閥門水先区については、所属する水先人の数が少ないとことなど他の4水先区と事情が大きく異なることから、今後、ユーザーのニーズを踏まえつつ、本事業を実施するかどうかを含めて、関係者間で調整することが適当である。

本事業は、改正水先法の趣旨を勘案し、少なくとも次の内容を含むものとすべきである。

- ① 輪番制による水先業務全般に支障を生じさせない範囲で、船社の指名による水先業務を積極的に実施するものであること。
- ② 船社による指名と輪番の優先順位については、原則として指名が優先されること。
- ③ 関係者間で柔軟な水先料金の設定について、協議が行われるものであること。
- ④ 本事業の導入に際し必要となる「引受事務要領」の改正を水先区ごとに行うことのこと。

(2) 事業の進め方

本事業を実施するため、各水先区において、水先人会、本事業に参画する水先人及びユーザーによる「協議会」を設置し、関係者間で本事業の在り方について検討することが適当である（いずれかの関係者からの要請があれば、国土交通省が協議会に参加することもあり得る）。

協議会においては、「事前指名契約の確実な実行」及び「事前指名契約船以外の船に対する水先業務の提供」を両立することが可能な本事業の在り方について検討し、その円滑な実施を図るべきである。

本事業の内容については、各水先区の実状に合わせ、それぞれの地区において柔軟に事業の在り方を検討することが適当である。

本事業の実施に当たり、引受事務要領について、水先区ごとに必要な見直しを行うことが必要である。

[本事業の実施例]

- ① 水先人側とユーザーとの協議により、本事業の対象範囲（航路、対象船舶数等）を画定する。
- ② 邦船社・外船社、大手・中小船社を問わず、ユーザーが希望すれば、本事業に参画できる。ただし、ユーザーの希望する対象船舶数の合計が①の対象船舶数を超える場合等においては、透明性のある一律の基準に

より対象船舶数の調整等を行うことがある。

- ③ 参画するユーザーは、対象船舶数に応じ、参画する水先人をノミネートする。
- ④ 水先人会は、ノミネートされた水先人の参画を促し、本事業の円滑な実施に必要な水先人の確保に協力する。
- ⑤ 指名制と輪番制の両立を可能とする本事業のシステムを構築する。

なお、本事業の一例を図で表すと、別添（事業のイメージ）のとおり。

(3) 本事業の実施に当たって配慮すべき事項

本事業の実施に当たっては、円滑かつ安全な水先業務の実施に支障を生じさせないよう、当面、次の事項に配慮すべきである。

- ① 輪番制による水先業務の実施に支障を生じさせないよう、本事業に参加する水先人は、各水先区ごとに水先人総数の30%以内とする。ただし、関係者間で合意が得られた場合には、これを上回る水先人が参加することを妨げない。
- ② 水先人の資質の向上に支障を生じさせないよう、水先業務を開始して2年以内の水先人については、指名の対象としない。
また、高齢の水先人が年齢だけの理由で差別されることのないよう、配慮する。
- ③ 輪番制による業務において休暇中の水先人については、指名の対象としない。

一方、改正水先法の趣旨に鑑み、ユーザーに対するサービス向上の観点から、当面、次の事項に配慮すべきである。

- ① 現在、おおむね72時間前とされている指名申込みの期限を48時間以内に短縮する。
- ② 指名に応じることができない場合、水先人会は、指名申込みを行った船社に対し、その具体的理由を書面により開示する。

2. 本事業の実施スケジュールとそのレビュー

本事業は、一部で指名の実績がみられる東京湾水先区及び伊勢三河湾水先区において、先行して速やかに開始し、他の水先区についても、本年中に開始すべきである。

本事業の実施により、水先業務への支障その他の問題が生じた場合には、

隨時、協議会において検討を行うことが適当である。

本事業の結果を協議会でレビュー（レビューは、事業実施後6か月以内に行う。）し、指名制の履行状況について問題点があれば、さらに引受事務要領等を手直しすることが必要である。

その後、引受事務要領を各水先人会の会則の一部に位置付けるとともに、改正水先法の趣旨にかなった指名制と輪番制の両立を本格的に実現することが必要である。

III 結 び

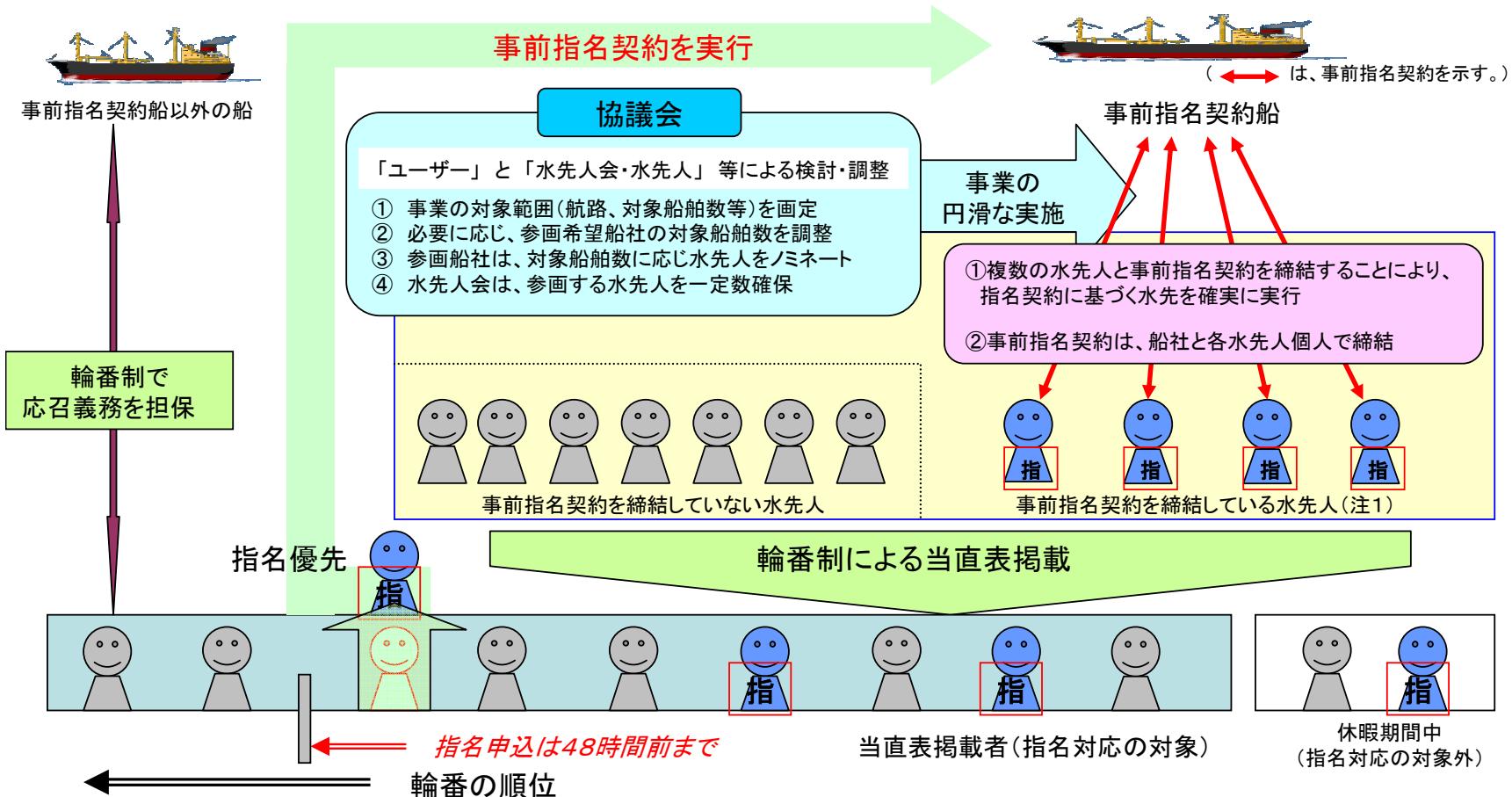
水先制度は、船舶交通の安全等にとって無くてはならない重要なものであり、業務運営の効率化・適確化、後継者の育成・確保等を目的とした抜本的な制度改正が定着し、その実効を上げるよう、関係者はそれぞれの立場で常に努力することが必要である。

本小委員会は、今般、諸般の情勢に配慮して新制度下における適切な市場環境の整備に向けて当面実施すべき方策として、指名制トライアル事業の実施について取りまとめた。しかし、水先制度の運用を巡る問題は、本来、関係者間で協議し、円満な解決を図るべき事項である。本小委員会は、水先人、ユーザーを始めとする全ての関係者に対し、本報告を受け、船舶交通の安全等と水先を巡る適切な市場環境の整備を両立するため、指名制トライアル事業の円滑な実施に関し、真剣な努力を払うべきことを強く要請する。

また、本小委員会は、今後、水先の将来像等の課題に取り組むとともに、指名制トライアル事業の実施状況を注視し、適切な時期にその評価を行うこととする。

事業のイメージ

- 各水先区で協議会を立ち上げ、下図の例を参考に、各水先区の実状に合った事業を検討、実施



(注1) 事業の円滑な実施のため、事前指名契約を締結した水先人が事業協同組合を設立して業務を実施することを妨げない。

(注2) 指名に応じることができない場合の具体例をあらかじめ整理しておくことが望ましい。